

厚生労働省告示第157号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
第6条第23項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成19年厚生労働省告示第200号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等

第4中25を26とし、20から24までを21から25までとし、19の次に次のように加える。

20 サルモネラ属エンテリカ血清型タイフィTy21a株